

確 認 書

【安全のための遵守事項】 ※各項目をよく読み、チェックボックスに☑を付けてください。

1	エゾシカの狩猟期間については、市町村で期間が異なりますので、必ず確認してから狩猟します。	☐
2	法令等の遵守、狩猟ルール、マナーの徹底を図り、自己の体調管理に留意のうえ、無理のない狩猟を行います。	☐
3	捕獲した鳥獣の残滓やゴミ等は、国有林・道有林に放置せず必ず持ち帰ります。	☐
4	観光地等で一般者が入林する箇所や各種請負事業の実施箇所、調査・踏査などのために職員が入林する箇所を最新の銃猟立入禁止区域図により確認を行います。	☐
5	銃猟立入禁止区域では、関係機関の職員が作業を行っている場合がありますので、銃猟立入禁止区域内への立入り、発砲及び同区域に向けての発砲は絶対しません。	☐
6	銃猟立入禁止区域の現地には、「発砲禁止」ののぼりや「銃猟立入禁止区域図」等が設置され、また、一部に年末年始期間(12月29日から1月3日まで)の狩猟開放区域もあるため、現地に入る場合は現地標示を確認するほか、あらかじめ最新の時期や区域をホームページで確認し狩猟を行います。	☐
7	銃猟立入禁止区域として設定されていないエリアでも、臨時的に狩猟入林を規制されている場合(林道入口や現地周辺に案内標識を設置)には、立入り及び発砲は絶対しません。	☐
8	鳥獣の捕獲等を実施する場合には、「銃猟入林証」を入林時に携行するとともに、「車両入林証」、「注意喚起標示」は車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示します。	☐
9	レクリエーションなどで一般の方が入林している場合があるので十分注意します。	☐
10	林道を通行する場合には、交通事故防止に努め、自然災害等により破損や路肩決壊などで通行止の措置を行っている場合には、通行止めの指示に従います。	☐
11	道有林では、11月1日から狩猟期間終了までに限り「狩猟通行路線」が開放されていますので、通行する際は必ず最新の銃猟立入禁止区域図で確認し、通行可能な路線以外は通行しません。	☐
12	落石、滑落、なだれ等の危険箇所に関する情報を森林管理署(支署)又は森林室に確認し、それらの災害に十分注意します。	☐
13	一般狩猟では、植生や森林保護のためにスノーモビルや雪上車での入林はしません。	☐
14	国有林内・道有林内では職員等が、状況に応じて入林禁止区域以外への退出等の措置が講じられます。その際は職員等の指示に従います。	☐
15	国有林内・道有林内において、法令等を遵守しないあるいはマナーが悪い場合には、銃猟入林証等を返納するとともに、今後の狩猟目的での国有林内・道有林内への入林を受け付けないことに承諾します。	☐

上記の項目全てについて確認しました。

確認日 年 月 日

署名(本人自署)